

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

II 2008

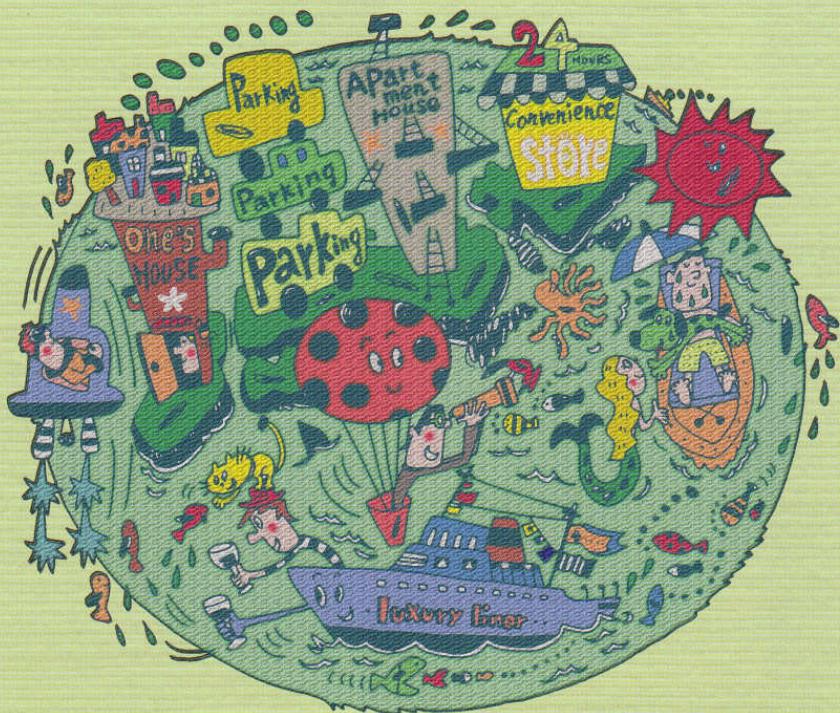
好評連載

保険商品バッチャリアドバイス
「医療保障ニーズに対応する保険」

年金力パワーアップ講座
「後期高齢者医療制度の問題点」

特集 土地富裕層の悩みにどう答えるか

有効活用策とアドバイスピント



短期集中連載

どうなる? 相続税制—50年ぶりの大改正を追う

第1回「経営承継円滑化法」

●第8回のテーマ●

固定資産税



タックス博士



タックス
博士

からはじめる

税金教室

落合会計事務所

落合孝裕

博士 こんにちは。今回は固定資産税の勉強になります。固定資産税は、不動産を持つている人が毎年支払う税金です。アパートやマンションを賃貸している人に関係する税金になります。

大輔 お客様とお話ししていると、固定資産税のことはよく話題に上りますよ。「何で固定資産税は、毎年上がるんだ」って言われます。

香織 最近は相続税や贈与税が分かってきて、税金の勉強がさらにおもしろくなりました。お客様との会話を弾みます。土地をたくさん持っていると、本当に税金が大変だなあって思います。固定資産税の納税も大変ですよね。

博士 そうなんです。固定資産税は不動産を持つていない人には関係がない税金ですが、持っている人にとっては、毎年必ず払う税金ですから、とても気がかりなんですよ。これまで勉強してきた所得税、相続税、贈与税のような国税とは異なり、各市町村が課税する地方税となっています（東京23区の場合は東京都が課税）。

大輔 博士、申告はどのように行うですか？

博士 固定資産税は「賦課課税方式」となっています。つまり、税金を課する側の各市町村が土地、建物について「固定資産税評価額」を算出し、それに基づいた「課税標準額」に税率を掛けて税金を計算して、それらを記載した納付書を納税者に送ります。先月まで勉強してきた所得税、相続税、贈与税は、納税者が自ら申告書を作成して納税する「申告納税方式」ですので、まったく逆の方法になりますね。

香織 固定資産税は役所が計算するんですか？ 計算を間違えてしまうことはないのですか？ 最近のニュースを見ていると、どうも心配になります。

博士 うーむ、年金の問題を始めとして、役所の仕事について皆さんは不信感があるようですよね。人間がやることですから、中には間違があるかもしれませんのが…。

大輔 いやそうではなくて、毎年1月1日現在の所有者に対して、その年1年の固定資産税がかかることがあります。

博士 それじやあ博士、不動産を買うときは、1月2日に買えばその年の固定資産税はからない、となりますよね。

香織 大輔さん、そんなことはないでしょ。それなら売り手が売らないんじゃないかな。

博士 税法では大輔君の方が正しいことになります。1月2日に買った人はその年の固定資産税はかかりません。ただし、不動産取引の慣例で、売り主と買い主が日割り計算して、その所有期間に応じ

不服があるときは、「異議申立て」の制度もあります。いずれも納税通知書を受け取つてから60日以内に、市町村に對して文書で行うことになっています。

1月1日現在の所有者に対する課税

て、固定資産税を精算することになっています。つまり、売買の年の固定資産税は、どちらも損得がないように契約書に条項が定められていることが一般的です。

香織 博士、売買の場合は分かりましたが、新しく建てる場合は、12月に建てるなら、1月に建てる方が節税になりますよね。

博士 確かに、建物についてはそ

うなりますね。ただし、この後で詳しくお話ししますが、駐車場に建物を建築するような場合は、建物を建築することによって、土地について固定資産税が大幅に下がりますので、かえって年内に建築してしまった方が、翌年から税金が下がりますから、有利になりますよ。

大輔 博士、建物を新しく建て不動産登記をしない場合でも、固定資産税がかかることがあるようですが、登記されていないのに、役所は何で建築したことが分かるのですか？

博士 各市町村は、毎年航空写真や現地調査で、新築の家屋があるかどうかを調べています。仮に登記がされていなくても、新築や増築の建物はその存在が分かり、課税されてしまいますよ。

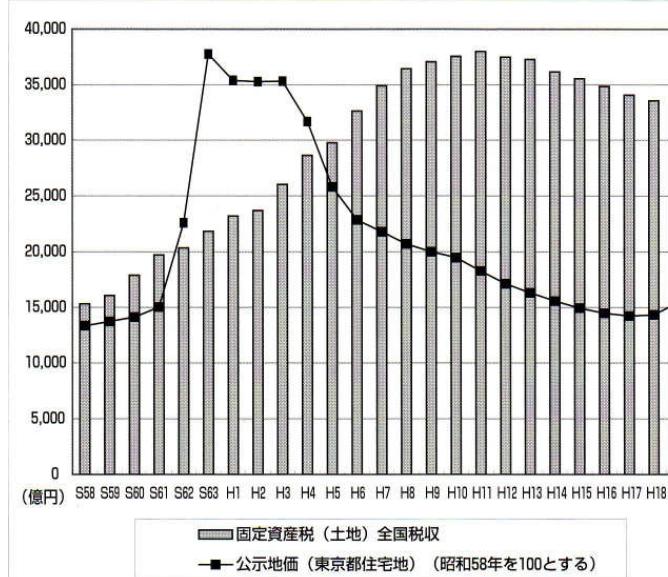
地価が下がつても 固定資産税は上がる？

香織 博士、ところでなぜ固定資産税は毎年上がるのですか？「地価が下がつても、固定資産税は上がり続けた」ってお客様が怒

っていました。

博士 はい、それでは固定資産税の計算方法の話をしましょう。まず、**図表1**のグラフを見てください。

図表1 固定資産税の税収と公示地価の推移



香織 博士、固定資産税は3年に1度評価替えと聞いたことがあります。

博士 そうですね。3年ごとに評価替えをします。次の評価替えは来年の平成21年になります。

大輔 博士、3年に一度の評価替

えなら、平成になってから20年間も固定資産税が下がっていないのはおかしいんじゃないですか？

博士 大輔君、いい所に目をつけましたね。これは、土地の「固定資産税評価額」が、今から14年前、平成6年に大きく引き上げら

れたことが原因です。それまで公示地価の20%～30%評価だつたものが、公示地価の70%評価へと大幅に引き上げられました。土地の値段が変わらない場合でも、評価額は一気に2倍から3倍に高くなりました。

大輔 地主さんたちは、よく怒りませんでしたね。

博士 そうですねえ。ところで、固定資産税は、税金計算をするときこ、固定資産税平価額では

なく「課税標準額」を基に行いま
す。評価額そのものを基準に計算

すると、納税額が高くなってしま
います。そこで毎年「負担調整措

置」という調整計算を行い、少しずつ課税標準額を引き上げるよう

にしているのです。平成6年に評価額が一気に高くなりましたか

ら、税金計算の基になる課税標準額が評価額になかなか追いついてない、土地が多くなっています。

香織 それで地価が下がつても、
固定資産税は毎年上がり続けるの

大輔 でも、何かだまされている
ですね。

す。固定資産税の税率は、「課税標準額」に対して原則として1・4%となっています。市町村によつて、税率を上げることも可能ですが、最高で2・1%までです。さらに、都市部では、都市計画税が、別途上乗せされます。こちらは、課税標準額に対して最高税率、

居住用建物の敷地部分は
6分の1に軽減

公示地価は、平成19年と昭和61年
は同じくらいのレベルですが、固
定資産税は随分高くなっているん
ですね。

批判をかわしたといつたところで
しょうね。

成6年の評価替えが上げ過ぎだつたんじやないですか！ 博士――

大輔 村では、0・3%の税率となっています。固定資産税と都市計画税の合計の税率は、土地と建物の課税標準額に対し、1・7%の市町村が多いようです。

図表2 土地にかかる固定資産税および都市計画税の特例

区分	固定資産税	都市計画税
住宅の敷地で住宅1戸につき、 200m ² までの部分	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$
住宅の敷地で住宅1戸につき、 200m ² を超えて、住宅の床面積の 10倍までの部分	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$

1からはじめる税金教室

図表3 新築住宅にかかる固定資産税の特例(平成22年3月31日まで)

一戸建て住宅	アパート、マンション
床面積50m ² ～280m ²	床面積50m ² ～280m ² (注)1戸当たり、共用部分を含む

(注)賃貸の場合は、40m²～280m²

➡

減額される期間 (新築年のから)	1／2(注)	
	原則	3年度分
3階建て以上の耐 火・準耐火建築物		5年度分

(注)居住部分で1戸当たり120m²までを限度

件を積極的に建築する傾向にあります。ただし、せっかく建築して空室ばかりでは、借入金で建築した場合は資金繰りが厳しくなってしまいます。皆さんもお客様か

ら建築資金借り入れのお話があつたときは、入居率も考えて、慎重に進める必要があります。

大輔・香織 はい、分かりました。

博士 それから建物も、図表3のように新築住宅については建築してから3年度分ないし5年度分の減額の特例があります。床面積の要件がありますので、ワンルームのアパート・マンションでは厳しく、夫婦向けやファミリータイプが対象になると思います。また、耐火構造がしっかりとされた建物は減額される期間が長くなり、優遇されています。

大輔 そういうえば、お客様から「賃貸アパートを建てたら4年目から固定資産税が高くなつて困った」と言われたことがあります。こうしたことだつたんですね。

博士 そうですね。「高くなつたのではなく、減額の期間が終わつて本来の納税額になつた」というのが正しいのですが、急に高くなつたと思う人が多いのです。市町村の側で、もっと分かりやすく書

面で説明することが必要でしようね。

「生産綠地」指定地は税負担を軽減

香織 博士、お客様で農家の方がいらっしゃいますが、農地の固定資産税はどうなつてているのですか?

博士 はい、田や畑といった農地は固定資産税が極端に低くなっています。これは、農家の税負担を軽減するという政策的な配慮に基づいています。食料自給率は下がるばかりですからね。

しかし都市部では、固定資産税の税額は、農地と宅地で大幅な差が出できます。これが不公平といふことです。平成4年から都市部においては、農地の固定資産税は原則として宅地並み課税としました。

大輔・香織 博士、今日も大変勉強になりました。早速、明日からの仕事で役立てていきます。

固定資産税の税率は原則1.4%ですが、居住用建物の敷地や新築住宅等に関しては軽減措置があります。



ての安い固定資産税のままですることができる。

大輔 そういえば、うちの支店のエリアでも、生産綠地の看板はたくさんですね。そういうことだつたんですね。

博士 また、固定資産税は、機械やパソコンなどの固定資産についても課されます。同一市町村に合計で150万円以上ある場合です。こちらは都市計画税はかかりません。さて、今日の固定資産税の勉強はこれまでです。仕事につかり役立たせてくださいね。